2025/ /

保 護 者 様

山ノ内町立東小学校長 北垣内 博

お子様が新型コロナウイルス感染症に感染したことから、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで出席停止を指示します。なお、発症した翌日を第1日目として5日の期間ですのでご注意ください。お子様の病気の悪化を予防し、他の児童生徒への感染を防止するための措置ですので、ご理解とご協力をお願いします。

学校保健安全法施行規則の規定により、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となっています。出席停止期間は、学校を休んでも欠席日数にはなりません。

なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」「検査結果の陰性」について 医師等の診察を受ける必要はありませんが、症状が続く場合等、心配がある場合は医師の 指示に従ってください。

新型コロナウイルス感染症が軽快し登校する時は、この「出席停止期間終了報告書」を 提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、<u>医療機関</u> に記入してもらうものではありません。

なお、発症日から10日間は感染の恐れがありますので、出席停止期間の基準を満たした場合でも、登校する際は感染症対策にご協力をお願いします。

出席停止期間終了報告書

学校長 様

年

児童生徒氏名

発症日(咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日)	令和	年	月	日	
受診した医療機関名					
医療機関受診日	令和	年	月	日	
医師より療養が必要とされた期間	令和	年	月	日まで	

発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	かつ
/	/	/	/	/	/	

症状軽快 0日目 1日目

- ※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。
- ※無症状の場合は、「医療機関での検体採取日」を「発症日」欄に記入すること。

令和 年 月 日

保護者氏名